

「後見的支援推進プロジェクト」報告書
～「将来にわたるあんしん施策」～

平成 22 年 3 月

後見的支援推進プロジェクト
(障害者施策推進協議会 専門委員会)

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 1. はじめに～後見的支援の仕組みの実現に向けて～ | 1 |
| 2. 問題の所在～親なき後に対する漠然とした不安～ | 1 |
| 3. 不安の所在(現状の分析) | 2 |
| (1)日常生活の見守りに対する不安 | 2 |
| (2)本人の自立(自律)した将来像が描けないことへの不安 | 5 |
| (3)本人の権利擁護に対する不安 | 5 |
| 4. 安心した生活を送るために必要とされていること | 7 |
| (1)日常生活の見守りの仕組みをつくること | 7 |
| (2)将来に対する漠然とした不安を解消すること | 9 |
| (3)権利擁護や成年後見の普及・利用を促進すること | 10 |
| 5. 後見的支援の具体的な仕組みの提案 | 10 |
| (1)日常生活の見守りの仕組み | 11 |
| ア 本人を支える人とその役割 | 11 |
| イ 仕組みを支える機関とその役割 | 15 |
| (2)将来に対する漠然とした不安を解消する仕組み | 16 |
| (3)権利擁護や成年後見制度の普及・利用促進の取り組み | 17 |
| 6. 具体的事例を通じた検討 | 18 |
| 7. おわりに | 18 |
| 検討体制等 | 25 |

1. はじめに～後見的支援の仕組みの実現に向けて～

平成 21 年度に実施された「横浜市市民意識調査」によれば、「家族の健康や生活上の問題」、「自分の病気や老後のこと」など、健康や老後のことを中心として、市民の 9 割が生活に何らかの不安を感じているという結果が報告されています。

また、平成 20 年度に実施された「横浜市障害者プラン(第 2 期)」策定のためのニーズ把握調査でも、「高齢になったときの健康の不安」をはじめ「十分な収入があるか」、「介助してくれる人がいるか」といった不安が上位をしめ、健康や老後に対する市民の生活不安が増大する中、障害があるがゆえの生活のしづらさや孤独を感じている障害児・者にとっては、将来に対する不安はより一層大きいものであることがうかがわれます。

これらの不安を受けて、「横浜市障害者プラン(第 2 期)」では 7 つの重点施策に加えて、新たに「将来にわたるあんしん施策」が明記されました。この施策を展開し、一人ひとりの障害児・者が安心して暮らし続けることができる地域社会をつくっていく必要があります。

この報告書は、「将来にわたるあんしん施策」の課題認識の一つである「親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築」のもと設置された、「後見的支援推進プロジェクトチーム」で「後見的支援の仕組み～地域で安心して暮らすために、成人期の「障害者本人」を支える仕組み～」について、議論を重ねた結果をまとめたものです。

このプロジェクトの中で検討されたこの仕組みが、障害児・者の今後の生活において、「安心」を実感できるものとなることを期待しています。

平成 22 年 3 月

横浜市障害者施策推進協議会・後見的支援推進プロジェクトチーム

※「後見的支援」…民法上の成年後見制度のみではなく、支援を要する障害者の権利擁護の観点に立って、地域において安心した生活を送ることができるよう行う支援

2. 問題の所在～親なき後に対する漠然とした不安～

「横浜市障害者プラン(第 2 期)」策定のために行ったグループインタビュー等では、「親に何かあったときが心配」、「親がいるうちから本人の生活を見守ってくれる人がほし

い」や「ケアマネージャーのような存在がほしい」等の声がありました。

また、20年3月にまとめられた入所施設待機者調査報告書(以下、「入所施設待機者調査」という)によれば、「地域で安心して生活するために特に重要だと思う支援」として、「日常生活全般の見守りがあること」が上位に挙げられています¹。

これらの調査から親なき後に対する不安には、住まいや、医療ケアなどを確保できるかどうかなどといった個別具体的な不安もありますが、「日常生活の見守り」のような、生活全般に対する漠然とした不安があることが明らかになりました。

また、精神障害のある方々からは、「家族の他に、常に自分のことを理解してくれる人が身近にいてほしい」との意見もありました。

3. 不安の所在(現状の分析)

後見的支援の仕組みについて検討を進める中で、次の3つの現状と不安の所在が明らかになりました。

(1) 日常生活の見守りに対する不安

一つ目は、親によって全面的に支えられてきた本人の日常生活の支援・見守りがなくなることにに対する不安です。

近年では、区役所や地域活動ホームなど、相談ができる機関も増えてきましたが、相談をするためには、まずその場所に行き、その先で、本人がどうしたいのかなど意思を伝えることが必要になります。親は本人と一緒に、また直接意思表示をすることが困難な本人に代わって、これらのことを行ってきたといえます。

例えば、p.4の表にあるとおり、進路等を決定するときには、通所先などの情報を集め、そこから本人の希望に基づき、進むべき道を本人と共に決定しています(表1)。

また親は、本人が地域の中で健やかに育っていけるよう、隣近所から始まり、地域の人とのつながりも作っています。

¹ 入所施設待機者調査報告書 p.8-9

障害の種別・状況や生活環境によって親との係わり、関係性は異なりますが、

- ・ 親は、障害のある本人の生活全般のコーディネートをしている。オーケストラに例えると、指揮者のような役割だ。
- ・ 必ずしも親が障害のある本人の思いを 100%代弁しているとは言い切れないが、可能な限り、本人の希望と目標に基づく支援をし、生活の見守り役を果たしてきた。

との意見もありました。

また、精神障害のある方々からは、家族や地域との関係がうまくもてず、一人孤立し、急に寂しく感じたり、不安になる時があるとの意見がありました。

以下の図1は、公的サービスや地域と、本人との間をうめてきた親の役割のイメージです。公的制度が充実し、相談機関も増えてきた現在においても、日常生活が親によって守られてきたこと、支えられてきたことを表しています。

図1【親の役割のイメージ】

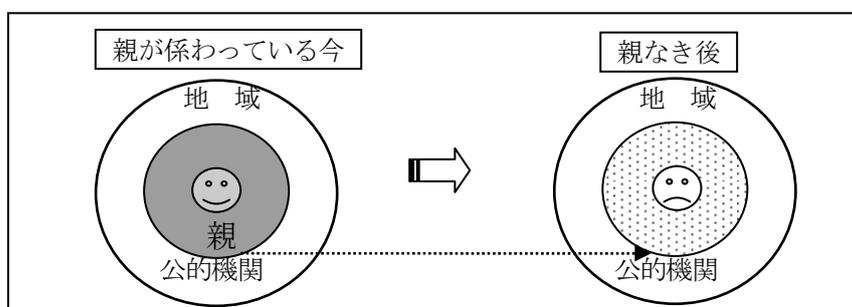


表1【事例】ある知的障害者のライフステージと親の行動(在宅からグループホーム入居)

| ライフ ステージ | 出来事 | 親の行動 | 担い手 | | |
|------------------|----------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| | | | 利用可能サービス・制 度 | 利用の際の相談窓口 | |
| 日常 | 誕生～ 幼児期 | 告知、受容、訓 練会、親の会 | 情報収集 | | ○ 福祉保健センター、地域コーディネ ーター、病院 |
| | | | 療育、訓練の選択・決定 | ○ 通園施設 | ○ 児童相談所、地域療育センター |
| | | | 送迎 | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 |
| | | 専門病院 | 通院 | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 |
| | 就園 | 保育園、幼稚 園 | 情報収集 | | |
| | | | 就園相談 | ○ 相談 | ○ 福祉保健センター、地活 |
| | | | 通園送迎 | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 |
| | 就学 | 特別支援学級 | 情報収集 | | |
| | | | 学校訪問 | | |
| | | | 就学相談 | ○ 相談 | ○ 養護教育総合センター |
| | | | 通学送迎 | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 |
| | 進学 | 特別支援学校 | 通院 | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 |
| 情報収集 | | | | | |
| 就学相談 | | | ○ 相談 | ○ 養護教育総合センター | |
| 学校見学 | | | | | |
| 中等部通学バス停まで 送迎 | | | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 | |
| 通所 | 更生施設、作 業所等 | 通学の訓練(中3/送 迎・見守り) | | なし | |
| | | 通院 | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 | |
| | | 情報収集 | | | |
| | | 施設見学 | | ○ 福祉保健センター、地活 | |
| | | 相談 | ○ 相談 | ○ 福祉保健センター、地活 | |
| | | 研修送迎 | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 | |
| 将来 | 生活の場の確 保(グループホーム 入居) | 通所の訓練 | | なし | |
| | | 通院 | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 | |
| | | 情報収集 | | ○ 福祉保健センター、地活 | |
| 生涯を 通して | 医療 | グループホーム探し、見学 | | ○ 福祉保健センター、地活 | |
| | | 相談 | ○ 相談 | ○ 福祉保健センター、地活、障害者支援セン ター | |
| | | 薬の管理、投薬、薬塗 布 | ○ グループホームなど | ○ グループホーム世話人など | |
| | | 通院、送迎 | ○ 送迎(ガイドヘルプ) | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 | |
| | 日常生活の支 援 | 日常生活の支 援 | 情報収集 | | |
| | | | 意志決定 | | なし |
| | | | 財産管理 | ○ 成年後見制度 | ○ 成年後見人 |
| | | | 契約行為 | ○ 成年後見制度 | ○ 成年後見人 |
| | | 日常の介助 | 日常の金銭管理 | ○ 成年後見制度 | △ 成年後見人・横浜市あんしんセンター |
| | | | 諸手続 | ○ 成年後見制度 | △ 成年後見人・横浜市あんしんセンター |
| 見守り | 食事、入浴、トイレ、歯 磨き | ○ グループホームなど | ○ グループホーム世話人など | | |
| | 見守り | △ グループホーム世話人・ 事業所職員など | | | |
| 緊急時 | 生涯を 通して | 緊急時の初期 | | ○ 福祉保健センター、地活 | |
| | | 本人の病気・怪 我による入院 | | なし | |
| | | 親の冠婚葬祭 など | 本人を預ける | ○ 短期入所 | ○ 入所・通所施設、地活、実施事業所、福祉 保健センター、児相 |
| | | 親の病気(自宅 療養)ケース1 | 本人を預ける | ○ 短期入所 | ○ 入所・通所施設、地活、実施事業所、福祉 保健センター、児相 |
| | | 親の病気(自宅 療養)ケース2 | サービスを依頼する | ○ 送迎(ガイドヘルプ) ホームヘルプ | ○ 福祉保健センター、地活、実施事業所 |
| | | 親の病気(親の 入院) | 本人を預ける | ○ 短期入所 | ○ 入所・通所施設、福祉保健センター、児相 |
| 親の休養 | 本人を預ける | ○ 短期入所 | ○ 入所・通所施設、福祉保健センター、児相 | | |

※地活＝障害者地域活動ホーム、児相＝児童相談所

(2) 本人の自立(自律)した将来像が描けないことへの不安

二つ目は、本人の自立(自律)した将来生活が描けないことに対する不安です。

プロジェクトでは

- ・ 親や本人が将来に対して何となく、漠然とした不安を抱えているにも関わらず、具体的な困りごとではないため、その不安を相談する人がいないのではないかと。
- ・ 区役所や地域活動ホームなどの相談機関はあるが、相談員は直面する具体的な相談への対応に忙しそうで、漠然とした不安は相談しにくいのではないかと。

という意見が出されました。また、

- ・ 障害者本人をこれまで全面的に支えてきた親が急にいなくなって、はじめて相談機関に相談が持ち込まれることも多い。

との意見もありました。

入所施設待機者調査でも「障害のある人やその将来について相談できる人がいるか」という質問に対して、約3割の人が「いない」と回答しています²。また、相談者がいない人ほど「将来に対する見通しをもてない状態の人が多し」との結果もでており、将来に対する漠然とした不安については、相談できる人の有無が大きな鍵となるということが考えられます。

(3) 本人の権利擁護に対する不安

三つ目は、本人の財産管理や人権等、権利擁護に関する不安です。

日々の暮らしの中では、福祉サービスを利用する際の契約や、相続、一般的な財産管理などの法的手続きが必要な場面があります。しかし、本人だけでは、自分の意思をうまく伝えられずに、不利益を被ったりするのではないかと心配や、実際に被害を受けてしまうことなども出てきます。

親は、日常生活の中で、本人の微妙な変化に気を配り、不当な扱いを受けていない

² 入所施設待機者調査報告書 p.11-12

か、困った状態になっていないかなど、本人の権利が守られるようにしているともいえません。また、契約や財産管理は、親が行っていることも少なくないようですが、本人が20歳を過ぎると、親であっても契約や財産管理などの「法律行為」をすることはできません。

こういったことに対応する本人の権利を守る法的な仕組みとして、成年後見制度がありますが、利用があまり進んでいない状況です。

「知的障害者の権利擁護(成年後見制度)に関する生活実態調査報告書」((福)全日本手をつなぐ育成会)によれば、成年後見制度について「聞いたことはあるが、詳しい内容はわからない」という回答が半数近く(46.2%)を占めており³、制度自体があまり知られていないことがうかがえます。

また、「本人を理解してくれる後見人が選ばれるのか不安」という声も聞かれます。

プロジェクトでは、

- ・ 障害者の成年後見は、財産管理よりも、本人が自分の望む人生を実現するために、障害特性を含めた本人の理解をしていることが重要で、それがなければ、なかなか本人の後見を委ねきれない。

という意見がありました。

「法人後見に関するアンケート調査」(横浜市自閉症児・者親の会プランやまびこ21成年後見・その後WG)でも、「後見人等に期待する事項」として、「本人の生活実態の把握」が一番にあげられています⁴。

このように親は、成年後見制度に、障害のある本人を理解した上での、後見活動を期待しており、そこに実態とのギャップを感じている様子がうかがわれます。

一方で、プロジェクトでは

- ・ それまで福祉とのつながりが薄かった成年後見人の中には本人の希望に沿う生活を支援をしようとしても、どこに相談すればよいかわからず、孤軍奮闘していることがある。

³ Report4 知的障害者の権利擁護(成年後見制度)に関する生活実態調査報告書 p.65

⁴横浜市自閉症児・者親の会プランやまびこ21成年後見・その後WGの「法人後見に関するアンケート調査」 p.10

との意見もありました。

個人のみだけでは限界があり、行政や福祉関係者（機関）等との連携が不足していると考えられます。

また後見制度には、法人として後見を受ける団体後見（以下「法人後見」）がありますが、

- ・ 複数体制での支援を組みやすく、障害特性を理解しながら後見活動を行いやすいのではないか。
- ・ 一般的に障害者の成年後見は、長期に渡るが、継続性も確保しやすいのではないか。

という声もありました。

しかし、法人後見を行う団体はまだ、数多くはありません。

これらのことから、親なき後、誰が本人の暮らしを支え、契約や財産の管理、また権利擁護を行うのが不安になると考えられます。

4. 安心した生活を送るために必要とされていること

～見えてきた課題と目指す姿：安心して地域生活を送れる仕組みの構築～

前述のような不安を減らすため、親の担ってきた役割を誰が、どのような仕組みで担うのか、地域で暮らしながら感じている孤立感をどのように軽減していくのかが大きな課題となります。

現状の分析から見えてきたこれらの課題に対応し、本人が安心して地域生活を送るために、目指す姿とそれを実現するための仕組みや手法について、次の3点に整理しました。

(1) 日常生活の見守りの仕組みをつくること

【課題】

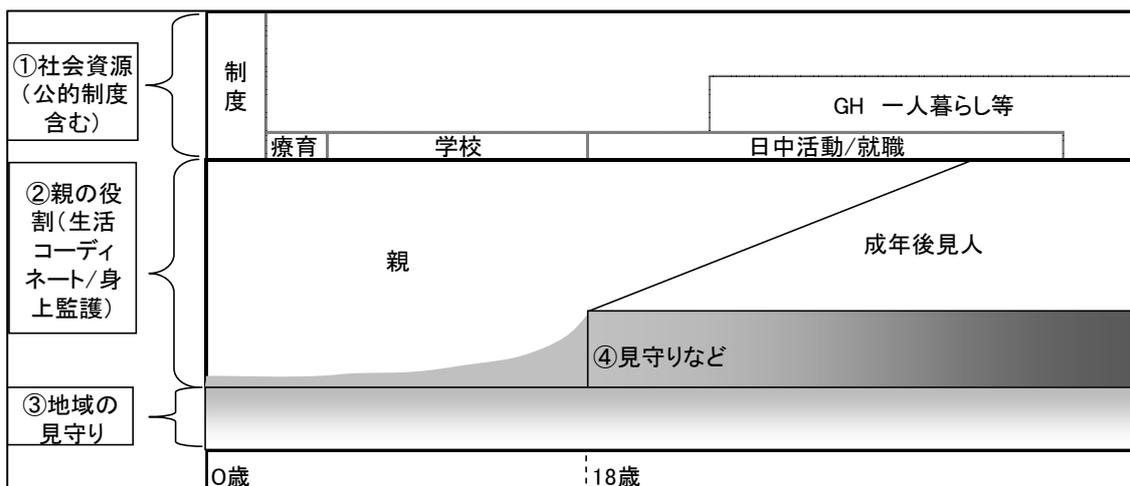
親が担ってきた役割、例えば「本人の希望と目標に基づいて、寄り添い支援す

ること」、「日常生活を見守ること」などを、「誰が、どのように担っていくのか」が課題です。

プロジェクトでは本人の暮らしを支える体制を、公的制度を含む社会資源(①)と、親が担ってきた役割(②)、地域社会での見守り(③)として次のような図に表しました。そして②親の役割のうち、本人が学校生活を終えるころから、親以外で本人の生活を見守る人などを④として表し、成年後見制度を利用することも一例として表しました。

本人が成長し、親が高齢になるにつれ、図の中の④「見守りなど」と、その他の網掛け部分の地域の見守りが今以上に必要になると考えられます。

図2【本人の暮らしを支える体制】



【目指す姿】

- ・ 親が担っていた多様な役割(身上監護、身近なことに対する本人からの相談等)をチームで担う仕組みができています。
- ・ 支援チームが日常生活を見守り、寄り添い、本人は地域の中で希望と目標に基づいた生活を送っている。

【目指す姿の実現に向けて】

- ・ 本人を身近な地域で支えるために、日常生活の中で本人を見守る人をつくれます。
- ・ 本人の状況に応じて定期訪問をし、普段から本人の様子を把握する人を新たに つくれます。
- ・ 本人の状況を把握し、将来の希望と目標に基づき、本人の意思を代弁する、また本人を支えるチームを形成する人を新たに つくれます。

(2) 将来に対する漠然とした不安を解消すること

【課題】

相談する先がない人ほど、将来の見通しをもてないことが多いことから、将来に対する漠然とした不安を、「誰がどのように受け止めていくか」が課題となります。

また、親がいなくなってしまうからでは、本人の状況や希望・目標を把握することが難しくなることから、親が元気なうちから、第三者が関わり、親がいなくても本人が地域で自立した生活を送るイメージを親、本人ともに持てるようにすることが求められています。

【目指す姿】

本人が将来にわたって地域で安心して暮らしていける姿が描けている。

【目指す姿の実現に向けて】

- ・ 漠然とした将来に対する不安への相談を受け、親が元気なうちなどから、本人の希望や目標を含めた情報を聞き取り、将来設計を共に考える体制をつくれます。

(3) 権利擁護や成年後見の普及・利用を促進すること

【課題】

地域で暮らす障害者の権利を擁護するために、成年後見制度について広く周知するとともにその利用を促進し、必要な人が実際の利用に結びつくようにすることが課題です。

また、障害のある本人を良く理解した上で、成年後見が継続して行われるよう、人材や団体の育成などの支援をすることも課題です。

【目指す姿】

成年後見が広く普及し、必要な人が成年後見制度を利用している。

成年後見人と福祉関係者（機関）等とのネットワークが出来、双方が連携をとりあいながら、お互いの役割を果たしている。

障害のある本人を良く理解した成年後見人が増え、法人後見を担う団体などが増えている。

【目指す姿の実現に向けて】

- ・ 成年後見制度を周知するため、本人・親や福祉関係者（機関）への講演会・個別相談会などを開催します。
- ・ 成年後見人と福祉関係者（機関）とのネットワークを作るため、関係者懇談会などを開催します。
- ・ 成年後見人の障害理解のための研修などを開催します。
- ・ 法人後見を担う団体の支援を行います。

5. 後見的支援の具体的な仕組みの提案

課題と目指す姿を踏まえて、プロジェクトでは、以下の仕組みを検討しました。

(1) 日常生活の見守りの仕組み

障害者が地域で安心して暮らすために、本人の日常生活を身近で見守る人や、本人の状況を把握し、希望と目標に基づく生活を支援する人などで、本人を支える「人的サポートの仕組み」を提案します。

また、この障害者本人を支える人々の発掘・支援、この仕組みを推進し、普及啓発などを行う機関の設置についても提案します。

ア 本人を支える人とその役割

本人の日常生活を身近で見守る「あんしんキーパー」や、定期訪問などにより本人の状況把握を行う「あんしんサポーター」、そして本人主体の視点に立ち、必要に応じて本人に「あんしんキーパー」や「あんしんサポーター」を結びつけ、本人の意思を行政機関等に伝える「あんしんマネジャー」というそれぞれの役割を持つ者の設置を提案します(図3 後見的支援の仕組み、表2 「あんしんマネジャー」「あんしんサポーター」「あんしんキーパー」の役割 参照)。

【あんしんキーパー】

目的・役割

「あんしんキーパー」は、日常生活の中で本人を見守り、本人の変化に気づいたときに、「あんしんマネジャー」や障害者後見的支援運営法人に連絡をします。

担い手

近所の人や、通所先の職員、ピアの仲間など本人に身近な人を想定しています。本人の状況により、あんしんキーパーの人数は異なります。

【あんしんサポーター】

目的・役割

あんしんサポーターは、本人の状況に応じた定期的な訪問などを通して、障害者

本人の安心につなげると共に、その状況を確認し、あんしんマネジャーに近況を伝える役割を果たします。また、必要に応じて本人の意思の代弁をします。

担い手

- ・ 地域福祉に関心のある地域住民等を想定しています。
- ・ 本人の状況により、あんしんサポーターの有無は異なります。

【あんしんマネジャー】

目的・役割

障害のある本人の生育歴や本人を取り巻く社会資源などを把握し、「あんしんサポーター」や「あんしんキーパー」につなげます。また、必要に応じて本人を公的機関や相談機関につなげます。そして、本人が主体的に生活していくための力を獲得するための支援や本人主体の視点に立って、本人の意思を代弁し、本人の希望と目標に基づいた生活を支援します。また、将来に対する漠然とした不安への相談に乗り、将来設計をともに考えます。

担い手

経験豊かな福祉専門職等を、想定しています(各区1人)。

図3【後見的支援の仕組み】

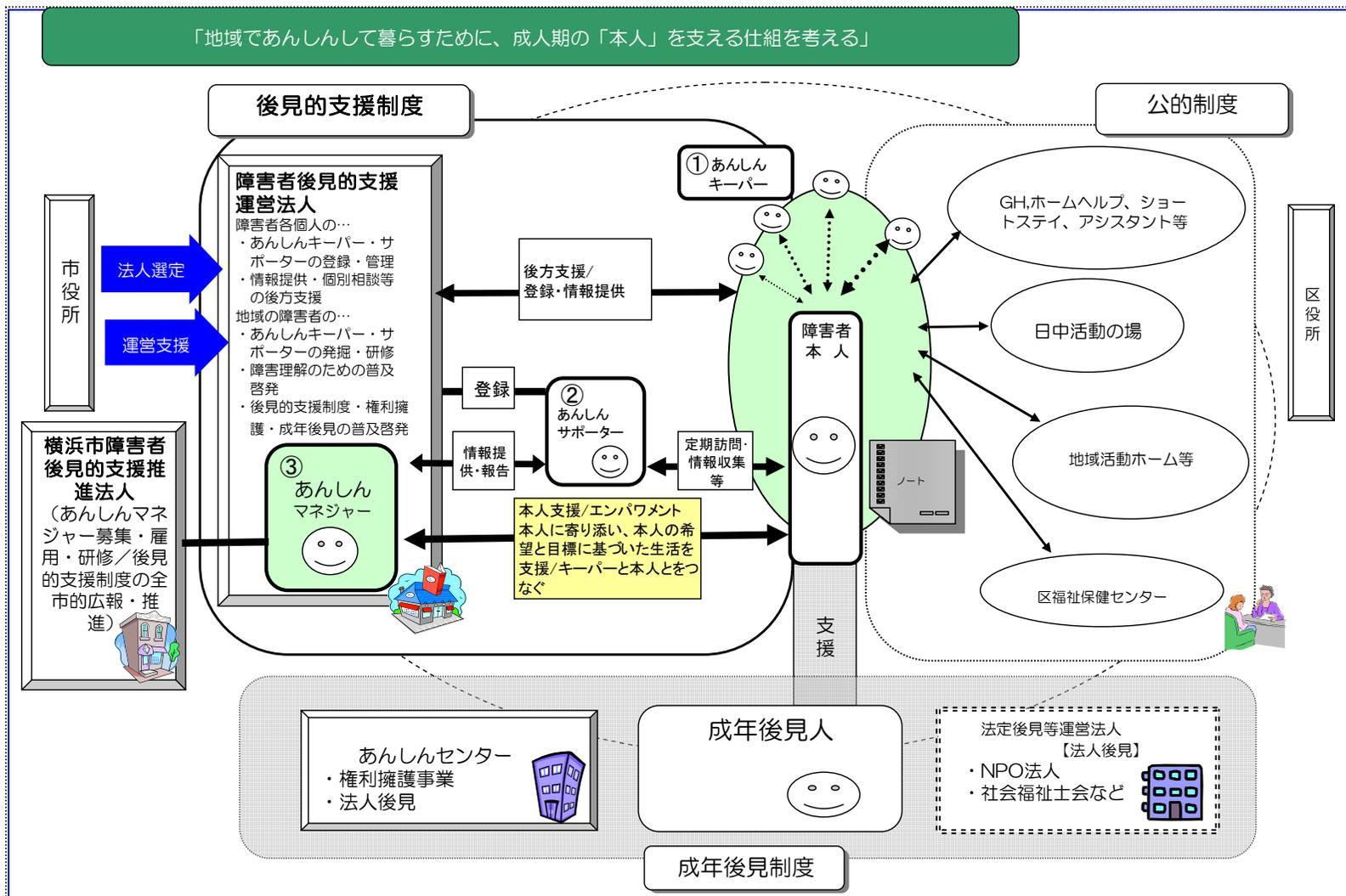


表2 【「あんしんマネジャー」「あんしんサポーター」「あんしんキーパー」の役割】

| 名称（仮） | いつ | 何を | どこで | 誰 |
|----------------|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|
| ①あんしん キーパー | 通常の日常生活の中 で | 本人の変化に気づき、変わったことがあ ったら③等に報告 (できることをできる範囲で手伝う) | 本人の住む地域で 通常の日常生活の中で 各サービス提供場所 | ・近隣住民等の地域の人 ・日中活動先の職員やホー ムヘルパー等の身近な相 談者 |
| ②あんしん サポーター | 定期訪問(例えば月 1 回等) | ・本人の状況を本人やあんしんキーパ ー等から確認し、報告書を作成する。 ・必要に応じて本人の意思を代弁する。 | 本人の住まいや日中活 動先等で | 新規募集(地域福祉に関心 のある地域住民等) |
| ③あんしん マネジャー | 本人のニーズに合わ せて定期訪問(例えば 3か月に1回等) | ・ 本人の状況・社会資源把握 ・ 必要に応じて公的機関や相談機関に 支援要請(本人主体の視点で発言) ・ 権利擁護 ・ 本人の「希望と目標に基づいた生活」 を支援 ・ 将来に対する漠然とした不安への相 談に対応 | 本人の住まいや日中活 動先等で | 新規募集(福祉専門職等) 目安:現場・相談経験5年 以上等 |

例えば年1回の会議(連携)

これら3つの役割を担う人々は、全ての障害者に一律に必要なものではありません。例えば、あんしんサポーターは不要だという人、あんしんキーパーのみがいればよいという人など、本人の状況によって様々な支援チームが考えられます。

イ 仕組みを推進する機関とその役割

前述の人々を新たに発掘・支援したり、後見的支援制度の仕組みや普及啓発を推進する機関として、「障害者後見的支援運営法人」と「横浜市障害者後見的支援推進法人」を提案します。

【障害者後見的支援運営法人】

目的・役割

- ・ 「あんしんキーパー」及び、「あんしんサポーター」の登録・管理・研修を行います。同時に、新たな「あんしんキーパー」や「あんしんサポーター」となる人材の確保、育成を行います。
- ・ 必要に応じて、「あんしんキーパー」、「あんしんサポーター」と「あんしんマネジャー」との連絡調整を行うなど3者の活動に必要なバックアップを行います。
- ・ 後見的支援等に関する相談を受けます。
- ・ 後見的支援の推進、障害理解のための研修及び権利擁護・成年後見制度の普及啓発を行います。

想定数

- ・ 各区に1か所を想定しています。

【横浜市障害者後見的支援推進法人】

目的・役割

- ・ 「あんしんマネジャー」の募集や雇用を行います。また、その支援水準の質の担保及び、向上のために、定期的な検討会や、研修を主催します。

- ・「あんしんマネジャー」の支援を行うために必要な体制を確保して、個別相談やアドバイスをを行います。
- ・市全体の後見的支援制度の実施主体の中心として、制度全体の推進、調整、普及啓発や各区の障害者後見的支援運営法人への支援などを行います。

想定数

- ・市内に1か所を想定しています。

(2) 将来に対する漠然とした不安を解消する仕組み

(1)で提案した仕組みは、本人が希望した時からいつでも利用できることを想定しています。また、親が元気なうちから、本人の希望と目標に基づいた支援体制を作っていくことを提案します。

【将来の生活を描く】

例えば、特別支援学校などの卒業前に、将来の生活を描き、そのために今後どのような準備を進めていけばよいかなどを考えるきっかけとなるような、ライフプラン講座を開催します。

また、本人や親が抱えている将来に対する漠然とした不安への相談にも応じます。

将来の生活を描き、それに対する心構えを持つこと、具体的な準備を始めることで、将来に対する漠然とした不安の軽減となると考えます。

【ライフステージを通しての一貫した後見的支援の仕組みのために】

後見的支援の仕組みは、成人期の障害者の地域生活を支援するものですが、本人を深く理解するためには、本人の生育歴や嗜好など、成人期以外の状況も把握しておく必要があります。プロジェクトでは、

- ・本人の生育歴や嗜好等を記載するノートなどがあるとよいのではないか
- ・「バースディプロジェクト」を立ち上げ、本人の誕生日に相談先等の情報を添え

て、お祝いカードを送るとよいのではないかと
という意見もありました。

(3) 権利擁護や成年後見制度の普及・利用促進の取り組み

【権利擁護・成年後見制度の普及啓発】

ライフプラン講座で、成年後見制度について周知をします。また、5(1)イでも述べたように、横浜市障害者後見的支援推進法人では、成年後見制度の説明会などを行うとともに、地域に対して、障害者の権利擁護の普及啓発なども図ります。

【成年後見制度の利用促進】

成年後見制度の利用促進を図るために、上記の説明会に加えて、成年後見制度の個別相談会や学習会等を行うことを提案します。

【成年後見人と福祉関係者(機関)とのネットワークの構築】

成年後見人に最新の障害福祉の状況、制度内容、変更点及び相談窓口を知ってもらうための研修や、成年後見人と相談支援機関などとの懇談会の開催など、障害者後見的支援運営法人が、成年後見人と相談支援機関などが連携をとりやすくするための仕組みづくりを行います。

【成年後見を担う人材や法人後見を行う団体の支援】

成年後見人向けの障害理解のための研修など、本人を理解した上で成年後見活動を行う人材の育成を行います。

法人後見を行う団体の育成については、運営の支援など今後検討していく必要があります。

これらの取り組みについては、「横浜生活あんしんセンター」や専門団体等との連携に

より効果的に進める必要があります。

6. 具体的事例を通じた検討

実際に、どのように後見的支援制度が関わってくるのか、具体的事例を通しての検討も行いました。

具体的事例 01、02、03、04、05(資料1)

7. おわりに

本プロジェクトでは、1年間をかけて、後見的支援のあり方や実効性のある仕組みについて議論を重ねてきました。

その結果、提案された後見的支援の仕組みは、本人を中心として「地域であんしんして暮らすために、成人期の「障害者本人」を支える仕組み」であり、本人の希望と目標に基づく生活を送るための支援を行うものです。親が元気なうちから本人と一緒に将来の生活を考え、実際に障害者本人が地域で安心して暮らし続けることが、「親なき後の不安」にも応えることになると考えます。

本人や家族を支える仕組みは今までも多種多様にありましたが、今回はもう一步踏み込んで、本人を真ん中にして、本人主体の視点に立った「あんしんキーパー」、「あんしんサポーター」、「あんしんマネジャー」で、その人に合わせた見守り体制をつくっていくこと、「地域からの孤立」を防ぐ体制をつくっていくことを考えました。地域での生活の様々な不安の解消につながり、さらに、あんしんマネジャーなどが、本人主体の視点に立ち、意思を代弁することで、本人は生涯にわたって希望と目標に基づいた生活を送ることができます。

そしてこれらの仕組みや支援体制を支え、推進するものとして、「横浜市障害者後見的支援推進法人」、「横浜市障害者後見的支援推進法人」の設置についても提案しました。

あわせて、障害者本人の生活を守る法的制度である成年後見制度の普及啓発や、必要な人が速やかに制度利用につながっていくことができるような取り組みをこれまで以上

に進めることも提案しました。本人を支える人的なネットワークを拡げ、成年後見人を含め、その役割を担う存在を早くから確立して行く事が必要です。

この後見的支援の仕組みの実施にあたっては、それを支える人材が鍵となります。「あんしんキーパー」や「あんしんサポーター」を地域で増やしていくための普及啓発や人材発掘、育成に積極的に取り組んでいくことが非常に重要となります。

この仕組みは、目に見える効果がすぐに上がらないかもしれません。また、これさえあれば、将来の、そして今の不安がすべて払拭されるというわけではないかもしれません。しかし、私たちは本人を見守る後見的支援の仕組みが継続され更に強化され、そして成年後見制度などのさまざまな法的な、或いは公的な制度、また地域の力が結びつきあっていくことで、「地域であんしんして暮らせる」基盤がつくられていくと考えています。

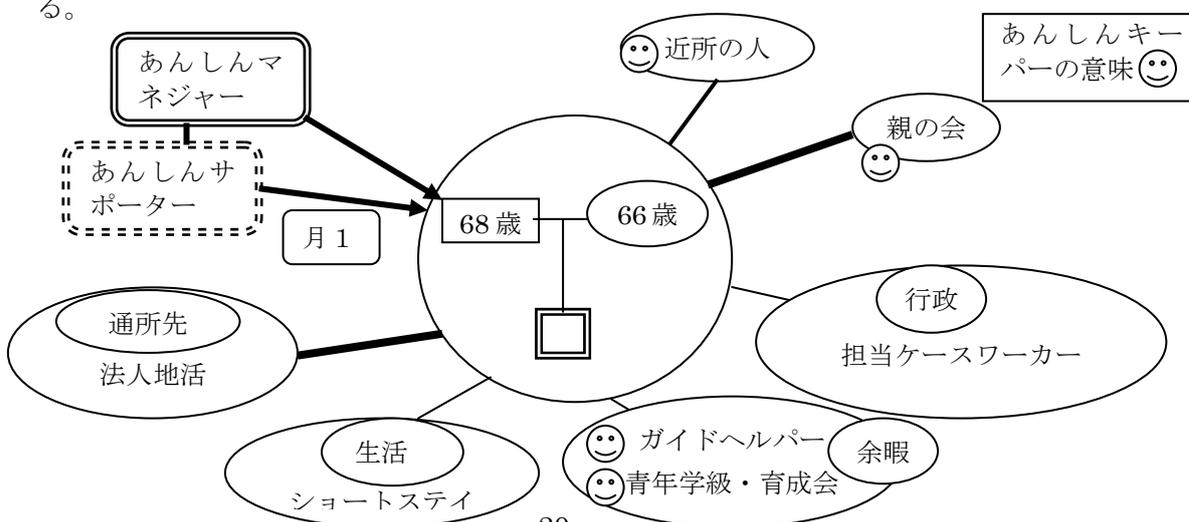
障害のあるなしに係わらず、誰もが、「地域であんしんして暮らす」ことができるようになることを私たちは切に願っています。

【後見的支援制度利用の具体的事例】 01

| | |
|---------------|---|
| 障害種別 | 知的障害（自閉症） 聴覚障害 |
| 障害程度 | 愛の手帳A 2 / 障害程度区分 5 |
| 年齢 | 45 歳（男性） |
| 家族構成 | 父（68 歳） 在宅 持病複数あり 母（66 歳） 親の会活動に積極的 |
| 現在利用中のサービス | 【通所】 5/週（法人型地域活動ホーム※地活センター） 【余暇】 ガイドヘルパー 1/月 青年学級 1/月 育成会イベント 3/年 【生活】 地活ショートステイ 2泊/月 |
| 現在の福祉専門職との関わり | 訪問（面談）の頻度 ① 通所先 ⇒ 半年に 1 度 ② 担当ケースワーカー ⇒ 認定調査時 |
| | 訪問（面談）の場所 ① 通所先 ② 通所先 o r 自宅 |
| | 訪問(面談)時に行うこと ① 現状の確認及び活動面、生活面での個別支援計画の確認 ② 現状の確認 |
| 本人をとりまく人との関わり | 親の会 関係 近隣活動ホームの運営委員等、母が積極的に活動している親の会繋がり関係者 ⇒ 行事や余暇の参加で本人のことを知っている。 |
| | 通所先担当職員 本人のことをよく知っている。母が信頼を寄せている職員もいる。 |
| | ガイドヘルパー 月 1 度の利用 |
| 成年後見人 | なし |

【あんしんマネジャー・あんしんサポーター・あんしんキーパーの係わり】

- ①あんしんマネジャーが、親が元気なうちに、本人の状況や本人に係わりのある人・社会資源を聞き取り把握する。
- ②あんしんマネジャーは、あんしんサポーターやあんしんキーパーの必要性の有無を確認し、必要に応じて探す。本事例の場合、当初は定期的に見守る役割のサポーターは不要とも考えられ、必要になったときに、あんしんサポーターが定期訪問を始めるようになる。

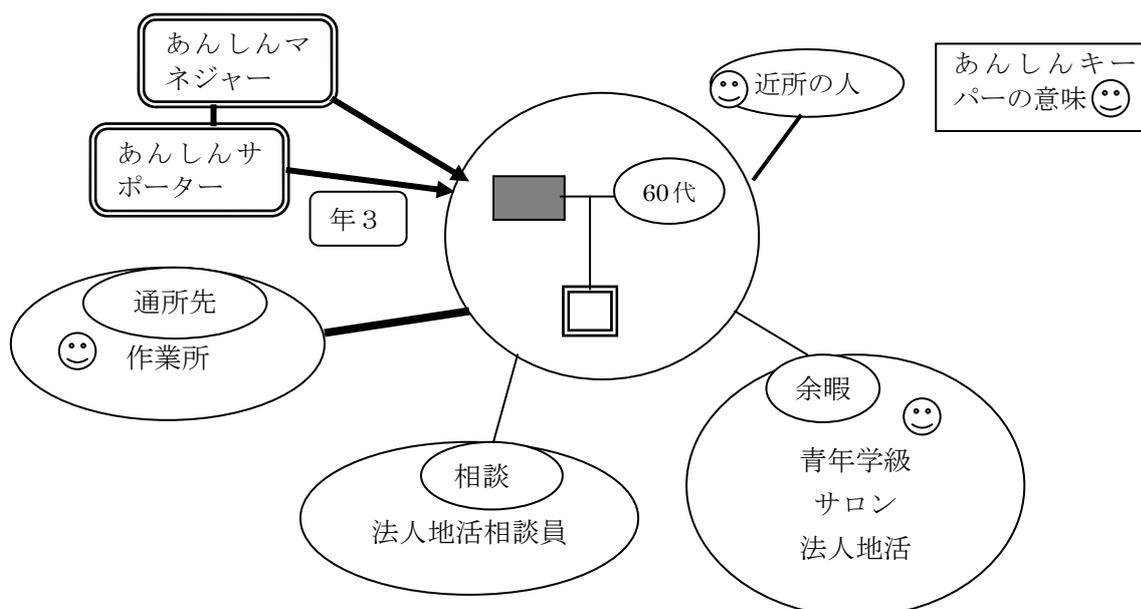


【後見的支援制度利用の具体的事例】 02

| | | |
|---------------|--|---------------------------|
| 障害種別 | 知的障害（ダウン症） | |
| 障害程度 | 愛の手帳A2 障害程度区分2 | |
| 年齢 | 30代（男性） | |
| 家族構成 | 母（60代） 本人 | |
| 現在利用中のサービス | 【通所】 作業所 【余暇】 青年学級／サロン／法人型地域活動ホーム余暇活動 【生活】 短期入所見学・登録しているが利用はしていない | |
| 現在の福祉専門職との関わり | なし | |
| 本人をとりまく人との関わり | 通所先 | 作業所 |
| | 相談 | 法人型地域活動ホーム相談員（余暇やサロンで関わる） |
| 成年後見人 | なし | |

【あんしんマネジャー・あんしんサポーター・あんしんキーパーの係わり】

- ①あんしんマネジャーが、本人の状況や本人に係わりのある人・社会資源を聞き取り把握する。母親が一人なのでできるだけ早く行うことが望ましい。
- ②あんしんマネジャーは、あんしんサポーターやあんしんキーパーの必要性の有無を確認し、必要に応じて探す。本事例の場合、母親がまだ元気なため、顔つなぎの意味で、あんしんサポーターは、当初は年3回訪問する。あんしんキーパーは、近所の人、青年学級の人や通所先の職員などをお願いする。

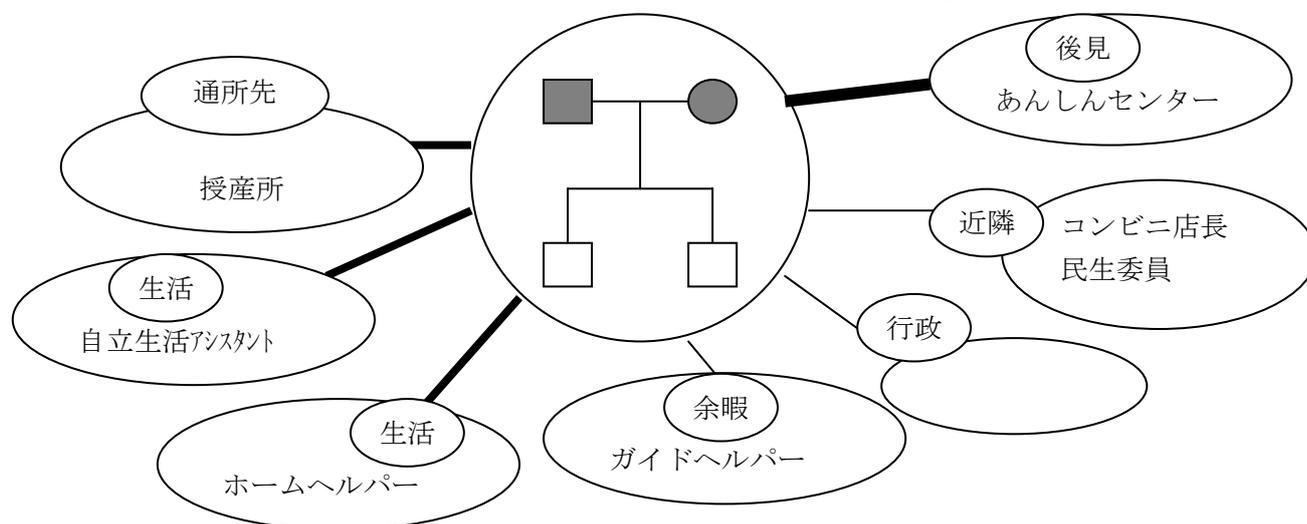


【後見的支援制度利用の具体的事例】 03

| | | |
|-------------------|--|---|
| 障害種別 | 知的障害（兄弟） A1 | |
| 障害程度 | 兄弟共に A1・後見類型 | |
| 年齢 | 兄：A（40代）、弟：B（40代） | |
| 家族構成 | 両親死亡。頼れる親族無し。 | |
| 現在利用中のサービス | ・自立生活アシスタント ・休日デイサービス ・ホームヘルパー ・ガイドヘルパー（余暇支援）・授産所 | |
| 現在の福祉専門職との関わり | 訪問（面談）の頻度：自立生活アシスタント（1～2週間に一度） | |
| | 訪問（面談）の場所：家庭 通所先 | |
| | 訪問(面談)時に行うこと ・お小遣い管理（小遣い程度の出納支援含む） ・本人の状況確認（生活指導も含む） | |
| 本人をとりまく人とその人との関わり | アシスタント | 1回/週 本人状況確認、訪問・銀行同行、(キーパーソン) |
| | ヘルパー | 6回/週 食事作り、清掃 |
| | 授産所職員 | 日中支援 |
| | コンビニ店長 | 特にサポートは無いが、本人の状況は理解してくれている。 |
| | 民生委員 | 近隣住民からの苦情を把握し、必要に応じて福祉関係者へ繋げる。 |
| | 友達 | 高校生 |
| 成年後見人 | 法人後見 | ・本人状況に応じて、週に1回～2ヶ月に1度の訪問。 ・本人達へ苦情(TVの音がうるさい等)を申し出ている近所の高齢者への訪問も一時期頻繁に行っていた(区の担当者の協力も仰ぎながら)。 ・後見人が財産管理をしており、生活費の1月分を本人達所有の通帳に振り込み、週毎に自立生活アシスタントが立ち会い1週間分の生活費を出納補助している。 |

【あんしんマネジャー・あんしんサポーター・あんしんキーパーの係わり】

①近所の人も含めて、本人の見守り体制、支援体制ができている例である。コンビニ店長や民生委員があんしんキーパーとなるとも考えられるが、現状でも見守り体制ができているのであれば、あえてあんしんマネジャー等が入る必要はないとも考えられる。

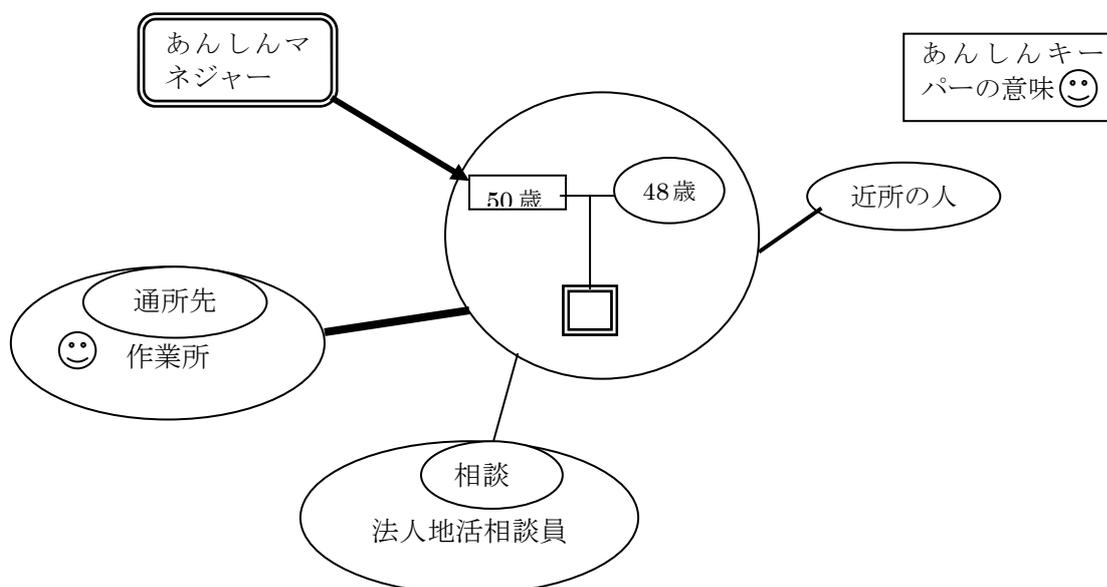


【後見的支援制度利用の具体的事例】04

| | | |
|-------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 障害種別 | 知的障害 | |
| 障害程度 | 愛の手帳A2 障害程度区分2 | |
| 年齢 | 18歳（男性） 今年度高校卒業 | |
| 家族構成 | 父 50歳 母 48歳 本人 | |
| 現在利用中のサービス | 【通所】作業所（高校卒業後通い始める） | |
| 現在の福祉専門職との関わり | 訪問（面談）の頻度：不定期（サービス利用を始めるときなど） | |
| | 訪問（面談）場所：家庭 | |
| | 訪問(面談)時に行うこと：サービス利用に向けた話し合い | |
| 本人をとりまく人とその人との関わり | 通所先 | 作業所 |
| | 相談 | 法人型地域活動ホーム相談員（余暇やサロンで関わる） |
| 成年後見人 | なし | |

【あんしんマネジャー・あんしんサポーター・あんしんキーパーの係わり】

- ①高校卒業後、作業所に通い始める。両親とも元気で、在宅で一緒に暮らしている。
- ②両親は、高校卒業前に、あんしんマネジャーの「後見的支援の仕組み」講座を聞き、仕組みに関心をもち、あんしんマネジャーの訪問を受け、将来に向けての相談を行う。
- ③あんしんマネジャーは、現在の本人の状況や社会資源を聞き取り、将来想定される本人の暮らしについて、両親と話をする。例えば、20代でグループホームの体験入居をし、グループホームで暮らすイメージをもち、30代でグループホームに入所する、など。あわせて本人の見守り体制も徐々に増やしていくことを確認する。成年後見制度の話もあわせて行い、将来に向けての準備を親子とも検討するように促す。
- ④現時点では、作業所職員にあんしんキーパー担ってもらう。何かあれば両親や、あんしんキーパーから連絡をもらうようにする。

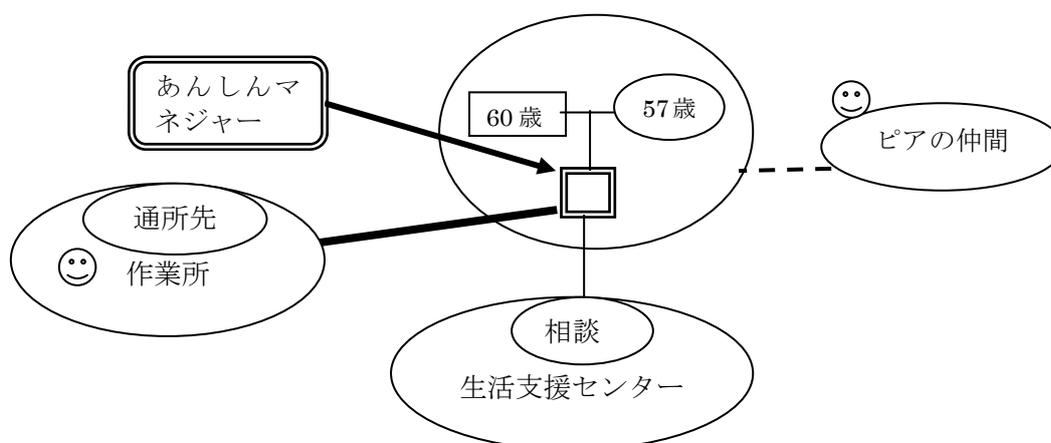


【後見的支援制度利用の具体的事例】 05

| | | |
|-------------------|-----------------------------------|------------|
| 障害種別 | 精神障害 | |
| 障害程度 | 精神障害者手帳 1 級 | |
| 年齢 | 30 歳 (女性) | |
| 家族構成 | 父 60 歳 母 57 歳 本人 妹 | |
| 現在利用中のサービス | 【通所】 作業所 (通い始めて 2 年目) 生活支援センター | |
| 現在の福祉専門職との関わり | 訪問 (面談) の頻度: 不定期 (サービス利用を始めるときなど) | |
| | 訪問 (面談) 場所: 家庭 | |
| | 訪問(面談)時に行うこと: サービス利用に向けた話し合い | |
| 本人をとりまく人とその人との関わり | 通所先 | 作業所 |
| | 相談 | 生活支援センター職員 |
| 成年後見人 | なし | |

【あんしんマネジャー・あんしんサポーター・あんしんキーパーの係わり】

- ① 高校卒業後、一般企業に就職。職場でうまく行かず、うつ状態となり、退職、その後 2 社に就職するがいずれも、続かず、家での閉じこもり生活となる。幻聴、幻覚、妄想がひどくなり、病院へ入院。
- ② 退院後、近くの生活支援センターに通い、その後近くの作業所に通う。
- ③ 近所の人に、病気のことを話していないため、外にでることをためらいがち。
- ④ 生活支援センター職員から、あんしんマネジャーに相談があり、ピアの仲間をあんしんキーパーとして登録する。ピアの仲間と一緒に近所の方々とのつながりを模索する。



検討体制等

後見的支援推進プロジェクトは、障害者基本法、横浜市障害者施策推進協議会条例に基づく横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会として設置され、次のとおり検討を行いました。

第1回 平成 21 年 5 月 地域に暮らす障害者にとっての「あんしん」とは

第2回 平成 21 年 6 月 前回議論の整理・論点の整理

第3回 平成 21 年 7 月 後見的支援の仕組み(案)の検討

第4回 平成 21 年 8 月 前回議論の整理・論点の整理

第5回 平成 21 年 9 月 後見的支援の仕組み(案)の検討

第6回 平成 21 年 10 月 後見的支援の仕組み(案)の検討

第7回 平成 21 年 11 月 具体的事例を基にした検討

ライフステージにおける後見的支援制度

第8回 平成 22 年 2 月 後見的支援の仕組みについて

後見的支援推進プロジェクト報告書(案)について

(順不同、敬称略)

| 氏名 | 所属 |
|--------|-----------------------------------|
| 八島 敏昭 | 横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事 |
| 坂田 信子 | 横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長 |
| 川島 志保 | 弁護士 |
| 瀧澤 久美子 | 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 地域コーディネーター |
| 阪野 圭二 | 横浜市社会福祉協議会横浜あんしんセンター 事務長 |
| 金子 恵子 | サポートセンター 径 所長 |
| 深井 浩治 | 旭区地域生活支援拠点ほっとぽっと ピアスタッフ |
| 和田 千珠子 | 旭区地域生活支援拠点ほっとぽっと ピアスタッフ |